

大阪医科薬科大学薬学部 PA 会奨学金規程

(目 的)

第 1 条 この規程は大阪医科薬科大学薬学部 PA 会（以下、「本会」という。）が学資の支弁困難な大阪医科薬科大学薬学部及び大学院薬学研究科（以下、「本学」という。）の学生（以下、「学生」という。）を援助することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 本会が無利息で貸与する学資を本会奨学金（以下、「奨学金」という。）といい、それを受ける者を本会奨学生（以下、「奨学生」という。）という。

(奨学生の出願)

第 3 条 奨学金の貸与を希望する者は、奨学生願書の提出及び所定の手続きを経て本会会長（以下、「会長」という。）に願出しなければならない。

(奨学生の資格)

第 4 条 本会の奨学生となる者は、学生であって、原則として独立行政法人日本学生支援機構その他の奨学機関の奨学生でない者のうち、学力、人物ともに優秀で学資の支弁が困難であると認められた者でなければならない。

(奨学金の年額)

第 5 条 奨学金の年額は 4 8 万円又は 9 6 万円とする。

(奨学金の交付)

第 6 条 奨学金は年 2 回に分割して交付する。

(奨学生の採用期間)

第 7 条 奨学生の採用期間は 1 年間とする。ただし、再選考を経て継続することができる。

(奨学生の採用・人数)

第 8 条 奨学生の採用は薬学学生委員会の選考を経て薬学部長が会長の了解を得て決定する。

2 奨学生の人数は、学部学生については各年次あたり若干名とし、大学院学生については若干名とする。

(奨学金の辞退)

第 9 条 奨学生は一度決定した奨学金を辞退することができる。

(奨学金の停止)

第 10 条 奨学生が休学したとき、又は長期にわたって欠席したときは奨学金の交付を停止する。

2 奨学生の性行などの状況により補導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止すること

がある。

(奨学金の復活)

第11条 前条の規定により奨学金の交付を停止された者がその事由がやんで願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。ただし、採用期間中に願い出がないときはこの限りでない。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、既に決定した奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 奨学生として適当でないとき。
- (2) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (3) その他、第4条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金借用証書の提出)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人・保証人と連署の上、奨学金借用証書を提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学又は除籍処分を受けたとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

(奨学金の返還)

第14条 奨学生が前条各号の一に該当するときには、奨学金を返還しなければならない。
2 奨学金はいつでも繰上返還できる。

(奨学金の返還猶予)

第15条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 本学に在学しているとき。
- (2) 災害又は傷病によって返還が困難になったとき。
- (3) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

(奨学金の返還免除)

第16条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の返還を免除することがある。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失又は高度の制限を有し、その奨学金を返還できなくなったとき。

(事務)

第17条 この奨学金に関する事務は、薬学学務部学生課が代行する。

(基金)

第18条 以下の方法によって集めた資金を本会奨学金基金（以下、「基金」という。）とし、それを財源に貸与する。

- (1) 本会会費のうちから一定額を基金に繰り入れることができる。
- (2) 学校法人大阪医科薬科大学からの預託金を基金に繰り入れることができる。
- (3) 基金を安全有利な方法で運用して得た果実を基金に繰り入れることができる。
- (4) 寄付金を基金に繰り入れることができる。

2 基金の一部は、本会融資制度の基金に繰り入れることができる。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改正は、本会役員会の議決を経るものとし、廃止は、本会総会の議決を経るものとする。

(細則)

第20条 本規程の運用に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

1. この改正は、平成9年10月1日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、第5条の改正は、平成9年4月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。